

議案第 22 号

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正することについて

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱（平成 17 年福津市教育委員会告示第 1 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する告示を制定する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

勝浦小学校入学特別認可制度において、1 学年の転入学を超える申請があった場合の就学児童の決定方法を再考したことに伴い、条文を整備する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する告示
(令和 7 年 5 月 2 1 日福津市教育委員会告示第 号)

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱（平成 1 7 年福津市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「抽選により転入学を許可する児童を決定する」を「学校運営や学習環境等に支障がないと認められる範囲で転入学を許可する児童数を定める」に改め、同条第 3 項中「抽選の方法」を「児童数」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱第 7 条の規定による転入学の許可を受けている者は、当該児童の卒業の日までの許可を受けたものとみなす。

福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱(平成17年福津市教育委員会告示第1号)新旧対照表

新	旧
(略) (転入学の許可) 第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合、第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの確認を行い、転入学を許可する。 2 第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、<u>学校運営や学習環境等に支障がないと認められる範囲で転入学を許可する児童数を定める。</u> 3 前項の<u>児童数</u>は、<u>教育長</u>が定める。 (略)	(略) (転入学の許可) 第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合、第2条各号に掲げる要件を具備するか否かの確認を行い、転入学を許可する。 2 第5条の申請があった者の数が、第4条に規定する転入学できる児童の数を超える場合は、<u>抽選により転入学を許可する児童を決定する。</u> 3 前項の<u>抽選の方法</u>は、<u>教育長</u>が定める。 (略)

議案第 23 号

福津市教育支援委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市教育支援委員会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和 7 年度の福津市教育支援委員会を開催するにあたり、福津市教育支援委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 39 号）第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育支援委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する 23 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、原則として委員の総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

- （1） 学識経験者
- （2） 市立学校の学校医代表
- （3） 市立学校の校長
- （4） 市立学校特別支援学級の担任教員代表
- （5） その他教育委員会が必要と認める者

令和7年度 福津市教育支援委員会 委員(案)

任期:令和7年6月1日～令和8年3月31日

番号	氏名	性別	備考
1	サカ 木 ケイ ジニ 阪 木 啓 二	男	学識経験者 (九州産業大学准教授)
2	イワ サキ ケイ ユ子 岩 崎 圭 子	女	学識経験者 (古賀特別支援学校教諭)
3	フジ ハラ ケン イチ 藤 原 賢 一	男	学識経験者 (古賀特別支援学校教諭)
4	ヤマ ネ ヒロ タカ 山 根 弘 敬	男	学識経験者 (社会福祉法人玄洋会相談支援専門員)
5	カモ シタ ケン イチ 鴨 下 賢 一	男	学識経験者 (リハビリ発達支援ルームかもん管理者)
6	フク ザフ エ ミ美 福 澤 絵 美	女	学識経験者 (のびのび発達支援センター)
7	ヤス ナガ ユ キ希 安 永 有 希	女	学識経験者 (のびのび発達支援センター)
8	ムラ カミ トモ ユ子 村 上 智 子	女	学校医代表 (とも子どもクリニック)
9	コ 児 ジマ ユ ミ美 児 島 由 美	女	福津市立学校長 (神興小学校)
10	コン ドウ ヒロ ミ美 近 藤 浩 美	女	福津市立学校長 (上西郷小学校)
11	ヤスノウチ ユ ミ美 安河内 友 美	女	福津市立学校長 (福間小学校)
12	マツ バ タカ ユキ 的 場 隆 幸	男	福津市立学校長 (神興東小学校)
13	ムラ モト アキ ユ子 村 本 朗 子	女	福津市立学校長 (福間南小学校)
14	ニシ タ タケ ノブ 西 田 剛 信	男	福津市立学校長 (津屋崎小学校)
15	クニ ヒロ シン ヤ 國 廣 信 弥	男	福津市立学校長 (勝浦小学校)
16	ヨシ ズミ ミツコ 吉 住 美津子	女	福津市立学校長 (福間中学校)
17	シ ミズ アキラ 清 水 光 朗	男	福津市立学校長 (福間東中学校)
18	シラ ツチ シンジロウ 白 土 真二郎	男	福津市立学校長 (津屋崎中学校)
19	ハヤシ ア キ ユ子 林 亜 希 子	女	特別支援学級担任教員代表 (福間東中学校)
20	テ ツカ ヒデ キ樹 手 塚 英 樹	男	福津市立学校教頭 (津屋崎小学校)
21	モリ ナガ ユウ ユ子 盛 永 優 子	女	特別支援コーディネーター (上西郷小学校特別支援コーディネーター)
22	メグミ ハル ミ美 恵 治 美	女	通級指導教室 (神興小学校通級指導教室)

議案第 24 号

福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱の制定について

福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱を別案のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和 6 年度に「福津市部活動改革検討協議会」を立ち上げ、市内中学校の部活動のあり方及び生徒の持続可能なスポーツ文化芸術活動の環境構築に向けた新たな仕組みづくりに関する協議を行い、令和 7 年 2 月に「福津市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定した。

令和 7 年度は計画を基に、新たな地域クラブの構築、運営を行い、部活動改革の実行に向けて、これまでの取組をさらに進めていかなければならない。この取組の評価、課題の検証を行い、生徒のスポーツ文化芸術活動に関する施策を推進していくため、新たに協議会を設置する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱
(令和7年5月21日福津市教育委員会告示第 号)

(目的)

第1条 福津市の子どもたちが将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備に向け、部活動の地域連携及び地域展開などを含めた今後のあり方について協議するため、福津市中学生スポーツ文化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校部活動のあり方及び地域連携・地域展開の進め方に関する事項
- (2) 学校部活動及び地域クラブ活動の仕組みづくりに関する事項
- (3) 学校部活動及び地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中学生にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動環境を整えるために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる組織の代表者で構成し、教育長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) スポーツ団体関係者
- (5) 文化芸術団体関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長、副会長は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議長は、会長が務める。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は教育委員会郷育推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年5月21日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初に関開協議会については、第7条の規定に関わらず、教育長が招集する。

(福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の廃止)

- 3 福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱（令和5年教育委員会告示第5号）は廃止する。

議案第 25 号

福津市立図書館協議会委員の任命について

別紙の者を福津市立図書館協議会委員に任命する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市立図書館協議会条例（平成 17 年福津市条例第 146 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり福津市立図書館協議会委員を任命する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市立図書館協議会条例（抄）

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、福津市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する委員 10 名以内をもって組織する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(別紙)

福津市立図書館協議会委員（案）

1. 新たに任命する者（任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日）

区分	氏 名	フリガナ	性別	年数	備考
第1号	安河内 友美	ヤスコウチ ユミ	女	1年	福間小学校長
第1号	吉住 美津子	ヨシズミ ミツコ	女	0年	福間中学校長
第2号	市川 多絵	イチカワ タエ	女	0年	福津市子ども読書連絡協議会委員
第2号	立石 たかね	タテイシ タカネ	女	2年	福津市子ども読書連絡協議会委員
第2号	田島 勝彦	タジマ カツヒコ	男	2年	公募
第2号	立山 睦郎	タテヤマ ムツロウ	男	0年	公募
第3号	安徳 尊博	アントク タカヒロ	男	12年	いろどり真愛保育園長
第3号	河井 律子	カワイ リツコ	女	14年	元県立図書館副館長
第3号	山元 悦子	ヤマモト エツコ	女	7年	福岡教育大学教授

※年数の基準日：令和7年6月30日

（区分）福津市立図書館条例第3条第1項

第1号 学校教育及び社会教育の関係者

第2号 家庭教育の向上に資する活動を行う者

第3号 学識経験のある者

議案第 26 号

福津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

別紙のとおり、福津市公民館運営審議会委員を解嘱及び委嘱する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市公民館条例（平成 17 年福津市条例第 65 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり福津市公民館運営審議会の委員を解嘱及び委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市公民館条例（抄）

（公民館運営審議会）

第 5 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館に福津市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

4 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

○社会教育法（抄）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

福津市公民館運営審議会委員名簿(案)

令和7年6月1日 時点

1. 解嘱する者(任期:令和5年10月1日から令和7年5月31日まで)

フリガナ 氏名	性別	通算 在任期間	役職名	備考
タカキ ヨウイチロウ	男	1年8月		前福間南小学校長
高木 陽一郎				

2. 新たに委嘱する者(任期:令和7年6月1日から令和7年9月30日まで)

フリガナ 氏名	性別	通算 在任期間	役職名	備考
ムラモト アキコ	女	0年		福間南小学校長
村本 朗子				

【参考】委嘱済みの者(任期:令和5年10月1日から令和7年9月30日まで)

フリガナ 氏名	性別	通算 在任期間	役職名	備考
アンドウ タカヒロ	男	17年8月	会長	公民館サークル (龍神太鼓)
安德 尊博				
サトウ カナコ	女	3年8月		郷育カレッジ運営委員
佐藤 香奈子				
マスイ クミコ	女	3年8月		ボランティアセンター登録団体 (日本語教室わかば)
増井 久美子				
ウルシダニ シンイチ	男	3年8月		公募
漆谷 慎一				
コウザカ ヨシエ	女	1年8月	副会長	公募
幸坂 由恵				
タジマ カツヒコ	男	1年8月		公募
田島 勝彦				

議案第 27 号

新設小学校開校準備委員会委員の委嘱について

別紙の者を新設小学校開校準備委員会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

新設小学校の開校準備を円滑に推進するため、新設小学校開校準備委員会設置要綱（令和 7 年福津市教育委員会告示第 1 号）第 3 条及び第 4 条に基づき委員を委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○新設小学校開校準備委員会設置要綱（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者から教育長が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。

- （1） 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者
- （2） 新設校に関わる自治会代表者
- （3） 新設校に関わる学校の教職員
- （4） その他教育委員会が必要と認めた者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、新設校開校までの期間とする。ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、必要に応じて当該職に当たるものを委員とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
4月24日	木	管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
4月25日	金	宗像保護区保護司会福津支部及び福津市更生保護女性会定期総会	10:00	図書館2階 研修室1		○
4月28日	月	庁議	9:00	庁議室		○
		海津木苑研修	14:15	海津木苑		○
4月30日	水	地区別教育長会	10:00	教育長室		○
5月1日	木	福岡県知事・教育長訪問	10:00	福岡県庁		○
5月4日	日	ミヤジック 高校生軽音楽部バンドバトル	13:00	イオンモール福津		○
5月10日	土	福津市青少年指導員委嘱式及び総会	13:30	福津市中央公民館		○
		福津市体育協会総会	19:00	福津市中央公民館		○
5月11日	日	宗像区退職小学校長会定例総会	10:00	宗像市役所		○
5月12日	月	庁議	9:00	庁議室		○
5月17日	土	福津市立中学校体育祭	案内文書 のとおり	各中学校	○	○
5月20日	火	古賀高等学校組合教育委員会	10:00	古賀市役所	○	○
		郷育推進会議	18:30	庁議室		○
5月21日	水	令和7年福津市教育委員会第5回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○

教育委員会スケジュール(予定)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
5月22日	木	福津市いじめ防止対策審議会	15:30	本館2階大会議室		○
5月23日	金	管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
		福岡地区学校給食会連合会代表委員会	15:00	吉塚合同庁舎		○
5月24日	土	福津市立小学校運動会	案内文書のとおりに 5月24日	各小学校	○	○
5月26日	月	庁議	9:00	庁議室		○
		宗像地区教育事務連絡協議会	15:30	宗像市役所		○
5月28日	水	宗像区中学校校務運営研究会総会	18:30	宗像市役所		○
5月30日	金	水防協議会	15:00	別館1階大ホール		○
5月31日	土	津屋崎小学校運動会	案内文書のとおりに 5月31日	津屋崎小学校	○	○
6月4日	水	学校給食会	16:00	別館2階会議室3		○
6月5日	木	グランドデザイン説明会	13:30	ふくとびあ	○	○
6月6日	金	議会開会予定	未定	議場		○
6月11日	水	庁議	13:30	庁議室		○
6月13日	金	筑前地区中学校長会懇親会	17:30	福岡リーセントホテル		○
6月20日	金	令和7年福津市教育委員会第6回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○
6月27日	金	庁議	9:00	庁議室		○

7月の教育委員会定例会は7月23日(水)9:30～の予定です。宜しく願います。